

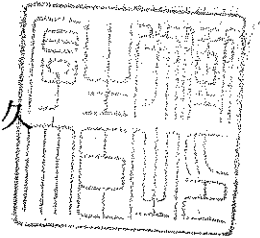
厚生労働省発食安0308第2号

平成25年3月8日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 D 各条の「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工基準において、加工に当たり使用してはならないと規定されている化学的合成品たる添加物から、亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸を除くこと。また、「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準において、製造に当たり使用してはならないと規定されている保存料又は殺菌料として用いられる化学合成品たる添加物から、亜塩素酸水及び亜塩素酸ナトリウムを除くこと。

